

# 令和5年 第8回 月次総会審議参考資料

令和5年8月24日

加古川市農業委員会

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

		70号 71号	70号 72号	70号 73号	70号 74号
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	有	有	有
	貸付地の農地性	-	-	-	-
2. 通作距離 法3-2①		5.0km	0.8km	0.1km	0.1km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに対する阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の効率化に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に対する阻害	無	無	無	無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家:聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	畑作	畑作	畑作	畑作
	農業従事者	本人、妻	本人	本人、子	本人、子
	農業用倉庫	無	無	有	有
	農機具	有	有	有	有
	営農全体計画	畑作:4,697㎡ 販売・自家消費	稲作:971㎡ 販売・自家消費 畑作:2,668㎡ 販売・自家消費	稲作:2,251㎡ 販売 畑作:559㎡ 自家消費	稲作:2,251㎡ 販売 畑作:559㎡ 自家消費
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4					

※法:農地法

※令:農地法施行令

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

共同要件		議案第70号 75号	議案第70号 76号	議案第70号 77号	議案第70号 78号
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	-	有	有
	貸付地の農地性	有	-	有	-
2. 通作距離 法3-2①		0.6km	0.0km	0.02km	0.7km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに対する阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の効率化に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に対する阻害	無	無	無	無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家:聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	稲作	畑作	畑作	畑作
	農業従事者	本人、妻	本人、夫	本人、妻、母	本人、妻、父、母
	農業用倉庫	有	有	有	有
	農機具	有	有	有	有
	営農全体計画	稲作:9,435㎡ 販売・自家消費  畑作:551㎡ 自家消費	畑作:1,255㎡ 自家消費	稲作:2,993㎡ 自家消費  畑作:416㎡ 自家消費	稲作:8,883㎡ 販売  畑作:2,048㎡ 自家消費
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4					

※法:農地法

※令:農地法施行令

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

審査要件		議案第70号 第2号	議案第70号 第10号	議案第70号 第11号	議案第70号 第12号
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	-	有	-
	貸付地の農地性	-	-	-	-
2. 通作距離 法3-2①		0.7km	8.9km	1.6km	1.0km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無	無	無	無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家：聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	畑作	畑作	稲作	畑作
	農業従事者	本人、妻、父、母	本人、夫	本人、妻	本人
	農業用倉庫	有	有	有	有
	農機具	有	有	有	有
	営農全体計画	稲作:8,883㎡ 販売 畑作:2,048㎡ 自家消費	畑作:212㎡ 自家消費	稲作:9,405.64㎡ 販売・自家消費 畑作:476㎡ 自家消費	畑作:366㎡ 自家消費
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4					

※法：農地法

※令：農地法施行令

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第170号 第13号	議案第170号 第14号	議案第170号 第15号
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	有	有
	貸付地の農地性	-	-	有
2. 通作距離 法3-2①		2.0km	1.0km	3.0km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに対する阻害	無	無	無
	農地の集団化、農作業の効率化に対する阻害	無	無	無
	集落営農の営農活動に対する阻害	無	無	無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家：聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	稲作	畑作	牧草
	農業従事者	本人、妻	本人	本人
	農業用倉庫	有	無	有
	農機具	有	有	有
	営農全体計画	稲作:5,103㎡ 販売	稲作:624㎡ 自家消費  畑作:640㎡ 自家消費	牧草:75,567㎡ 販売
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)			
	構成員要件 (総議決権の1/2超)			
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)			
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定			
	地域との役割分担			
	役員の時常従事			
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4				

※法:農地法

※令:農地法施行令

■ 4 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	第1号	第2号	第3号	第4号
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	2 種農地 (市街地から70m 農地集団規模 1.0ha)	3 種農地 (住宅等が連たん)	3 種農地 (住宅等が連たん)	2 種農地 (市街地から70m 農地集団規模 5.5ha)
① 農地区分による許可基準 法4-6①②	ほかに代替地なし	原則許可	原則許可	ほかに代替地なし
2 一般基準				
① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法4-6③	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書、 融資証明書添付)	有 (残高証明書 添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法4-6③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法4-6③・則47①	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法4-6③・則47②	該当なし	該当なし	有 (都市計画法)	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法4-6③・則47③	該当なし	該当なし	該当なし	有
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法4-6③・則47④	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法4-6③・則47⑤	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法4-6④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法4-6⑤・則47の2、47の3	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
3 その他特記すべきこと		一部転用		一時転用 一部転用

※法：農地法 ※則：農地法施行規則

■ 4 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	農地法第72条 第5号			
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	2 種農地 (市街地から70m 農地集団規模 5.5ha)			
① 農地区分による許可基準 法4-6①②	ほかに代替地なし			
2 一般基準				
① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法4-6③	有 (残高証明書 添付)			
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法4-6③	該当なし			
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法4-6③・則47①	有 (事業計画により)			
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法4-6③・則47②	該当なし			
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法4-6③・則47③	有			
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法4-6③・則47④	適正 (事業計画により)			
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法4-6③・則47⑤	該当なし			
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法4-6④	無 (現地調査 報告参考)			
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法4-6⑤・則47の2、47の3	該当なし			
3 その他特記すべきこと	疎明書添付			

※法:農地法 ※則:農地法施行規則

■ 5 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	第73号 第1号	第73号 第2号	第73号 第3号	第73号 第1号
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	2 種農地 (市街地から100m 農地集団規模 8.1ha)	2 種農地 (市街地から30m 農地集団規模 0.6ha)	3 種農地 (住宅等が連た ん)	3 種農地 (住宅等が連た ん)
① 農地区分による許可基準 法5-2①②	ほかに代替地な し	ほかに代替地な し	原則許可	原則許可
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法5-2③	有 (残高証明書、 融資証明書添付)	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法5-2③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法5-2③・則57①	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法5-2③・則57②	有 (都市計画法)	該当なし	該当なし	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法5-2③・則57③	該当なし	有	有	有
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法5-2③・則57④	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法5-2③・則57⑤	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法5-2④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法5-2⑤・則57の2、57の3	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
3 その他特記すべきこと				

※法：農地法 ※則：農地法施行規則



■ 5 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第73号 第5号	議案第73号 第6号	議案第73号 第7号
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	3種農地 (住宅等が連たん)	3種農地 (街区面積4.6ha、 農地面積2.5ha、 街区比率54.2%)	農用地区域内農地 (農用地利用計画 指定用途(農業 用施設))
① 農地区分による許可基準 法5-2①②	原則許可	原則許可	例外的許可、ほかに代替地なし
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法5-2③	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書、 融資証明書添付)	有 (政策金融公庫 融資決定済)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法5-2③	該当なし	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法5-2③・則57①	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法5-2③・則57②	該当なし	有 (都市計画法)	有 (都市計画法)
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法5-2③・則57③	有	該当なし	有
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法5-2③・則57④	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法5-2③・則57⑤	該当なし	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法5-2④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法5-2⑤・則57の2、57の3	該当なし	該当なし	該当なし
3 その他特記すべきこと			一部転用

※法：農地法 ※則：農地法施行規則

■ 5条許可条件の変更承認申請：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	審査結果			
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	3種農地 (住宅等が連たん)			
① 農地区分による許可基準 法5-2①②	原則許可			
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法5-2③	造成済			
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法5-2③	該当なし			
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法5-2③・則57①	有 (変更計画により)			
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法5-2③・則57②	有 (電気事業者による 再生可能エネルギー 電気の調達に関する 特別措置法)			
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法5-2③・則57③	該当なし			
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法5-2③・則57④	適正 (事業計画により)			
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法5-2③・則57⑤	該当なし			
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法5-2④	無 (現地調査 報告参考)			
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法5-2⑤・則57の2、57の3	該当なし			
3 その他特記すべきこと	経緯書添付			

※法：農地法 ※則：農地法施行規則

■非農地証明：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第78号 第1号	議案第78号 第2号	議案第78号 第3号	議案第78号 第4号	議案第78号 第5号
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第14条各号添付書類					
1 当該土地の 登記事項証明書・公図	有	有	有	有	有
2 土地の位置図	有	有	有	有	有
3 20年以上農地以外の状態 であったことを確認できる 書類等	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (評価証明書)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)
4 農業振興地域農用地に 含まれていない証明	有	有	有	有	有
5 写真その他関係書類	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)
6 土地の現況 (現地調査報告)	申請どおり	申請どおり	申請どおり	申請どおり	申請どおり

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項  
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項						
		1番	2番	3番	4番	5番	6番
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	○	○	○	○	○	○
	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	○	—	—	—	—	—
	ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	○	—	—	—	—	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○

(審議参考資料)

農業経営改善計画の認定について意見を求めること

申請者		[Redacted]	
目標とする営農類型		稲作	
経営改善の 方向の概要	経営面積等の拡大	○	
	販売単価等の向上	○	
	生産量等の向上	○	
	コスト等の削減	-	
	その他改善	-	
年間農業所得 (主たる従事者1人当たり)	現状(R4)	[Redacted]円	
	5年後の目標	[Redacted]円	
年間労働時間 (主たる従事者1人当たり)	現状(R4)	1,700時間	
	5年後の目標	1,800時間	
平均反収 (kg/10a)	品目	有機水稻	水稻
	現状(R4)	300	300
	5年後の目標	420	420
現状と目標・措置	生産方式の合理化	現状では農地の集約、集積は進んでいる。生産の効率化をはかるために機械化を図り、スマート農業を推進し、農地のインフラ整備を充実する。5年後の目標として有機米生産量3倍を目指したい。	
	経営管理の合理化	有機JASの稲作をすすめ、有機米の里としての地域活性化を図り、スマート農業への取り組みとして、生産日誌等のデジタル化し事務的負担を軽減する。また、GAPの導入と法人化を行う。	
	農業従事の態様等の改善	農業従事の態様は、現状アナログがメインであるが、機械の大型化とデジタル化を目指す。それに伴い農業機械、事務作業をクボタのKSASを利用したデジタル化により省力化し、現状の人員数を保ちつつより効率的な人員配置を可能にしていく。	
	その他の農業経営の改善	現状は100a～500aの規模の生産方式で経営してきたが、1,000a～2,000a以上の規模拡大に向けた生産方法に切り替えが必要。それに伴う機械の大型化とスマート農業化を目指す。	
経営の構成 (法人役員等)	現状(R4)	2人	
	5年後の目標	2人	
常時雇	現状(R4)	0人	
	5年後の目標	0人	
臨時雇(実人数)	現状(R4)	2人	
	5年後の目標	4人	
その他特記事項	-		

(審議参考資料) 農業経営改善計画の認定について意見を求めること

所有する農業用機械等

農業用機械等の名称	形式、性能、規模等、およびその台数	更新	新規
トラクター(キセキ)	AT34PS (2300h)		○
トラクター(クボタ)	L1 46PS		○
コンバイン	4条60PS		○
ポット田植え機	4条		○
グランドロータリー	1800		○
デッチャー	RD252		○
色彩選別機	5インチ対応(静岡)		○
乾燥機	30石、28石、21石		○
糶摺り機	5インチ対応		○
フレールモアー	ニプロ1400		○
スライドモアー	コバシ1500		○